## 第1号議案 弥富市における特殊建築物の敷地の位置について

## 内容及び関連する事項 理 由 (第1号議案) 1 申請者 申請者は、平成元年と平成3 住 所 名古屋市中区丸の内一丁目5番39号 年に産業廃棄物処分業(中間 氏 名 株式会社 ヘイセイ 処理(焼却、破砕、選別))の許 代表取締役 平沼 健一 可を受け、別の敷地において 中間処理を行っている。 2 名 称 このたび、産業廃棄物の再 株式会社へイセイ弥富中間処理場 資源化のニーズに対応するた め、産業廃棄物を処理する施 3 位 置 設を新たに計画したところ、が 弥富市鍋田町六野 36 番1他1筆 れき類の破砕施設の処理能力 が5t/日の基準を超えるため、 4 敷地面積 建築基準法第51条ただし書の 4,594.67 m<sup>2</sup> 規定による許可が必要となった ものである。 5 参 考 なお、公害対策には万全を (1) 処理施設 期するとともに敷地内の緑化に がれき類の破砕 720t/日 努め、環境には十分配慮する 計画である。 (2)建築物 構造 建物 建築面積 延べ面積 階 数 鉄骨造 新設 事務所棟 57.95 m<sup>2</sup> 115.90 m<sup>2</sup> 2階建